

『医療情報取得加算』に関する掲示

当院はマイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用により、質の高い医療提供に努めている医療機関です。

患者さまよりお預かりした受診歴、薬剤情報、その他必要な診療情報は適切に管理・活用し診察を行います。

国が定めた診療報酬算定要件にしたがい、令和6年6月より『医療情報取得加算』を算定しておりますが、令和6年12月2日から現行の健康保険証の発行を終了したことにもない、下表のとおり変更しております。

適用期間→	令和6年6月～11月		令和6年12月～	
区分	利用する保険証	点数	マイナ保険証利用の有無にかかわらず	点数
初診時	医療情報取得加算1 （現行の保険証）	3点	医療情報取得加算（初診）	1点
	医療情報取得加算2 （マイナ保険証）	1点		
再診時 （3月に1回）	医療情報取得加算3 （現行の保険証）	2点	医療情報取得加算（再診）	1点
	医療情報取得加算4 （マイナ保険証）	1点		

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認のご利用に、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和7年4月 多摩丘陵リハビリテーション病院